

仕 様 書

1 件名 蕨市重点地区防犯パトロール業務委託

2 目的

本業務は、蕨市の安全安心なまちづくりを実現するため、重点地区（蕨駅周辺）における徒歩によるパトロール活動を行い、犯罪の抑止、各種迷惑行為の防止及び声かけを実施することにより、市民の安全・安心を確保することを目的とする。

3 履行場所 蕨駅周辺（塚越 1 丁目 2 丁目並びに中央 1 丁目 2 丁目 3 丁目、北町 1 丁目）など

4 履行期間 令和 8 年 7 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで

※パトロール業務開始時期については、別途市と協議するものとする。

5 履行日及び履行時間

①履行日 原則 毎週木、金、土曜日（1 1 4 日）

②履行時間 原則として午後 6 時から午後 1 1 時までとする。

ただし、市内の情勢等により変更の必要が生じた場合には市と協議して対応すること。

6 履行内容

(1) 市の指定する地区を適宜巡回して犯罪の抑止に努めること。

(2) 本仕様書は業務の概要を示すものであり、発注者が特に必要と認めた本業務に関連又は付帯する軽微な業務については、受注者は、契約金額の範囲内において実施するものとする。

(3) ①パトロールを実施するに当たっては、市民の安全と安心感の向上、犯罪抑止の観点から、「見せるパトロール」を心掛けること。

②埼玉県迷惑行為防止条例（昭和 38 年 10 月 15 日条例第 47 号）及び蕨市路上喫煙の防止等に関する条例（平成 19 年 3 月 26 日条例第 5 号）、蕨市さわやか環境条例（平成 10 年 6 月 23 日条例第 25 号）など各種条例等に抵触する行為を発見したときは、行為者への声かけ又は、必要に応じ警察に通報するとともに、発注者に報告すること。あわせて、適宜の方法により市民等に対する条例等の広報啓発活動を実施すること。

③市が特別に巡回すべきと判断する事態が発生した場合等に、指定する地域のパトロールを行うこと。

④子供や女性に対する声掛け事案等不審者情報を覚知した場合には、当該町丁付近をパトロールし、地域住民及び子供等の安全確保を図ること。

⑤発注者の求めに応じ、自主防犯組織による防犯パトロールへの随行及び、体感

治安の改善に資する活動に協力すること。

(4) その他社会通念上の迷惑行為等の抑止・啓発

活動中、他の条例で禁止されている公共の場所での屋外喫煙やごみの投げ捨て等、社会通念上の迷惑行為等を現認した場合は、状況に応じた適切な措置を講じること。

(5) 有事の際の措置

①本業務従事中に不法事案や火災等を認知した場合は、速やかに110番又は119番通報し、現場において警察官や消防官と接触した後、引き継ぐこと。（現行犯逮捕した場合は、現場に到着した警察官の指導のもと、協力して処理する。）

この場合において、市民の安全確保を第一とし、交通整理が必要な場合は警察官等と連携を図ること。

②本業務従事中に傷病人等救護を要する者を発見した場合は、傷病人の救護（傷病人を安全な場所に移動し、119番通報する等）及び道路上の危険防止の措置を講ずること。

③本業務従事中に大規模災害等が発生した場合は、各自の安全を確保した後、各自が本業務を総括する責任者に安否報告を行うこと。

本業務を総括する責任者は、速やかに市と連絡をとり指示を仰ぐこと。

被災者等の支援活動等の業務の指示は、本業務を総括する責任者を通じて行うものとする。

(6) 市民等からの質問・要望への対応等

本業務従事中に、市民等から質問・要望等を受けた場合は、内容等を記録し、速やかに市に口頭報告するとともに、事後、市に書面報告すること。

(7) パトロール実施内容

パトロール実施内容については別途「蕨市重点地区防犯パトロール業務委託実施要領」に基づき行うこと。

7 警備員に関すること

警備員は（１）、（２）の各号の資格を有する者又はどちらか一方の資格を有する者を従事させること。

(1) 従事する警備員は警備業法第2条第1項第1号の業務に従事する資格（一般社団法人埼玉県警備業協会の実施する「施設警備業務検定」）を有する者とする。この場合において、合格証明書又はその写しを提示すること。

(2) 受託者の社内規定により警備業法第2条第1項第1号の業務に従事することを認めている場合には、当該社内資格を有する者とする。この場合において、社内規定及びその者が従事することができる社内資格の取得状況等を提出すること。

(3) 警備員は柔道又は剣道の有段者若しくはそれと同等の身体能力を有する者とする。

8 警備員の服装及び装備

(1) 受託者は、本業務の従事者に対して、受傷事故を防止する必要な措置を講じ、安全対策に万全を期して業務に当たること。また、本業務が自治事務として実施す

る公務であり、市民の福祉向上のために実施するものであることを踏まえ、威圧感や不潔感等、市民に不快の念を与えることのないよう、また、服装や言葉遣い、接遇時の態度に注意するよう、常に指導監督しなければならない。

- (2) 受託者は本業務の目的を認識し、関係法令を遵守し、強い道徳心、使命感を持って業務を実施しなければならない。受託者及び警備員は、本業務の実施に当たって、いかなる理由があろうとも第三者に対して金品の請求をしてはならない。また、第三者からの金品譲渡の申し出に応じてはならない。
- (2) 警備員には受託者の社内規定で定められた制服及び警笛等の必要な装備品を所持させること。なお、社内規定により警備業法第2条第1項第1号の施設警備を行う者の各種装備品の所持を認めていないときは、別途、受託者は市と協議すること。
- (3) 受託者は、身分証明書を常時携帯させること。
- (4) 警備員の服装及び装備資器材の費用は全て本契約に含むものとする。
- (5) 受託者は、市と協議してベストを作成し、警備員が業務に従事する際に着用させること。
- (6) 従事者は業務中における事故、建物及び器物等の損壊防止等に努めなければならない。
- (7) 受託者は従事者に欠勤が生じた場合は、業務に支障を来さないよう、直ちに補充配置しなければならない。

9 警備責任者及び連絡責任者

- (1) 警備員とは別に、本業務を総括する責任者を置き、必要に応じて現地にて直接指導を行うこと。
- (2) 本業務の連絡責任者を置き、巡回指導等に従事する警備員と常時連絡が可能な体制を構築して、報告及び連絡等の業務にあたらせること。

10 活動体制

- (1) 巡回指導等に従事する警備員については原則2名1組とし、1名以上は、最低1年以上、警備業務に従事したことがあるものとする。
- (2) 警備員の交代等の場合は、事前に市と協議し、業務遂行水準を維持できるよう、従事者の能力、体力及び年齢構成等を十分考慮のうえ交代要員を決定し、市へ届け出ること。
- (3) 風水害等の天災により規定の活動人員の確保が困難である場合には、市と協議し、限られた活動人員の範囲内で効果的に業務を遂行すること。

11 受託者

受託者は、警備業法第4条の認定事業者であって、過去5年以内に法に基づく行政処分を受けたことがない業者であること。このことについては、受託者は、業務に遂行にあたり、市に対し法で定める認定証の写しと誓約書の届出を行うこと。

12 市との協議

受託者は、市との間で、業務内容のほか、本受託業務に関わる雇用対応、巡回指導経路、留意事項、取扱方法及び判断基準等の打合せを必要に応じて行うこと。

13 書類の提出及び報告等

(1) 業務着手前の書類の提出

業務着手までに実施計画書、従事者名簿等を提出すること。

(2) 業務開始時の報告等

市役所の開庁日に本業務を開始する前に、本業務を総括する責任者またはそれに準ずる者は、市と相互の連絡事項の確認等を行うこと。

(3) 報告書の作成と提出

受託者は、警備員に毎日の活動結果に関する報告書（市と受託者が協議の上、決定した書式）を作成し、原則毎日報告するとともに、点検後1月分をとりまとめ、原則として毎月5日までに報告すること。

14 契約の解除等

(1) 発注者は「蕨市契約規則」第22条に定めるもののほか、受注者が次に該当するときは、本契約の全部または一部を解除することができる。

①発注者の指示、指導に従わないとき。

②本業務の実施に必要な許可を失効したとき。

③監督官庁から本業務の実施に必要な許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。

④法令等の規定に違反したとき。

⑤この契約の条項に違反したとき。

⑥差押え、営業停止、手形不渡り処分等の事態が生じたとき。

⑦その他の事由により本契約を解除する必要が認められるとき。

(2) 前項により受注者に生じた損害については、発注者は責を負わない。

(3) 受注者の都合により契約期間中に本契約を解除しようとするときは、書面により3カ月前までに発注者に申し出て、発注者の指示に従わなければならない。

15 その他

(1) 受託者は、警備員に対し、本業務の内容（関係法令、条例等）を教養し、熟知させること。

(2) 受託者は、警備員に対し、職務を執行する上で特別な権限を有していないことを認識させること。また、市民等に対する声かけ（助言、指導、注意）を積極的に行うよう指導すること。なお、市民等に対する声かけは誤解を招くことのないよう、言動には十分配慮するよう指導すること。

(3) 受託者は、現場に赴くなどの方法により警備員の活動実態を定期的（曜日時間を変えて月1回以上）に検証、精査するとともに、検証結果について書面で報告す

ること。

ただし、市が要請した場合、上記の検証、精査とは別に、指定した日時場所において実施するものとする。

- (4) 受託者は、警備員の活動に関し市民等から苦情等があった場合には、事実を確認し、速やかに市に口頭報告するとともに、発生原因、再発防止対策等を内容とする書面を作成し、市に提出すること。
- (5) 受託者は、業務上支障のある場合を除き、業務中の警備員に対して、市民等からの請求があった場合には、受託元である社名、担当課名及び従事者の氏名等を告げさせること。
- (6) 受託者は、常に警備員の健康管理に留意の上、健康状態を把握し、業務に支障がないようにすること。
- (7) 市のために作成した成果物の著作物は、本契約締結前に従事者が既に保有するものを除いて、すべて市に帰属するものとし、その権利は契約事業者から市に無償で譲渡されるものとする。
- (8) 受託料には、人件費、交通費、食糧費、修繕費、消耗品費、その他一切の経費を含むものとする。

16 特記事項

- (1) 受託者は、警備員が業務遂行中に被った災害等の事故について、一切の責任を市に求めないこと。
- (2) 受託者は、委託業務により市または第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負うこと。
- (3) 受託者は、個人情報の取り扱いに配慮し、個人情報の保護に関する法律、蕨市個人情報保護条例、個人情報の保護及び管理に関する特記事項（別紙）を遵守すること。
- (4) 受託者は、本業務を遂行するために必要な関係法令を遵守し、各種申請を行うこと。
なお、各種申請等に係る費用は本契約に含むものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、市と協議し決定すること。

17 支払方法

本件は、月払いとし、検査の合格後受託者の請求に基づき支払うものとする。